

「着ぐるみワックン」事務取扱要領

制 定 平成26年4月1日鶴政第1590号
最近改正 令和3年12月27日鶴政第1386号

1. 目 的

この要領は、鶴見区マスコットキャラクター「ワックン」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」）について、貸し出しにあたり必要な事項を定めるものです。

2. 主管課

着ぐるみの管理については鶴見区区政推進課（以下「区政推進課」）が所管します。

3. 利用対象及び貸出条件

《利用対象》

- (1) 鶴見区役所
- (2) 鶴見区内の地域団体（自治会町内会、商店会など）、学校、非営利の各種団体及びそれに準ずる団体
- (3) その他区政推進課長が認めた団体

《貸出条件》

- (1) 個人・団体のマスコットキャラクターとして独占的に使用しないこと。
- (2) 政治・宗教・思想、営利等の活動に利用しないこと。
- (3) 法令及び公序良俗に反しないこと。

4. 貸出受付

- (1) 貸し出しを希望する団体は、区政推進課へ利用の予約を申請し、事前に「ワックン着ぐるみ使用申込書」を提出するものとします。
- (2) 受付は先着順とします。ただし、鶴見区役所以外の団体の予約開始日は、利用予定日の1か月前とします。

5. 利用方法

- (1) 着ぐるみの搬出・搬入及び、着ぐるみに入る人の手配は利用者が行うものとします。
- (2) 貸出期間は借受・返却日を含めて原則4日以内とします。

6. 利用にあたっての注意事項、禁止事項

- (1) 着ぐるみに入る人は中学生以上とします。また、18歳未満の人が利用する場合は保護者及び利用団体責任者の同意を得ることとします（対応サイズの目安：身長155～170cm程度）。
- (2) 利用に際しては安全に十分配慮し、補助者が必ず1名以上付き添ってください。
- (3) 火気・水気に近づけないでください。雨天、荒天時は屋外での使用を認めません。
- (4) 着ぐるみを承認された内容以外で利用することはできません。また、第三者への転貸、改造は禁止します。

7. 損害の負担

- (1) 故意又は重大な過失により着ぐるみを損傷した場合は、利用者が修繕費用等を負担するものとします。また、修理、修復が困難な状態になった場合の代替作成費用についても利用者が負担することとします。
- (2) 着ぐるみに起因することで第三者に対し損害を与えたときは、利用者がその損害賠償の責任を負うものとします。
- (3) 着ぐるみの利用により利用者が被った被害に対しては、横浜市は一切その責めを負わないものとします。

8. その他

この要領に定めるもののほか、着ぐるみの貸出し、管理等に関して必要な事項は別途定めることとします。